

# 訴 状

2010年（平成22年）6月30日

盛岡地方裁判所民事部 御 中

原告訴訟代理人弁護士 十 河 弘

同 開発 健次

同 清 水 勉

（送達場所）〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-11-12

プレジデント一番町306 十河法律事務所

原告訴訟代理人弁護士 十 河 弘

訴訟当事者（別紙当事者目録記載のとおり）

## 指名手配差止及び損害賠償請求事件

訴訟物の価額 760万円

貼用印紙額 42,000円

## 第1 請求の趣旨

- 1 被告岩手県警察本部長は、
    - (1) Aを殺人の被疑者とする公開捜査を中止せよ。
    - (2) Aを殺人の被疑者もしくは犯人とする公開捜査ポスターの掲示を中止せよ。
    - (3) Aを殺人の被疑者もしくは犯人とする公開捜査記事を岩手県警察本部のホームページから削除せよ。被告警察庁長官は、
    - (4) Aを殺人の被疑者もしくは犯人とする捜査特別報奨金広告ポスターの掲示を中止せよ。
    - (5) Aを殺人の被疑者もしくは犯人とする捜査特別報償金広告記事を警察庁のホームページから削除せよ。
  - 2 被告岩手県は、原告に対し、金300万円及び平成20年7月29日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。
  - 3 被告国は、原告に対し、金300万円及び平成20年11月1日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。
  - 4 訴訟費用は被告らの負担とする。
- との判決並びに2及び3につき仮執行宣言を求める。

## 第2 請求の原因

### 1 はじめに

岩手県警察本部（以下「岩手県警」という。）は、現在、岩手県田野畑村出身の、行方不明の男性を、殺人事件の犯人と断定し公表し、全国指名手配しており、また、警察庁も同じ男性を捜査特別報奨金に関する広告の対象としている。男性は、1979年11月生まれ、30歳（現在）のA（以下「A」という。）。Aは、2008年7月2日昼頃から現在まで行方不明になっているが、行方不明になる直前まで現職警察官と携帯電話で会話をしていたほか、家族や親戚、知人などと一緒にいた時間が長く、時間的なアリバイがかなりある。後述するように、Aを殺人犯と判断す

るには多くの重大な疑問がある一方で、岩手県警はAの家族にも、被害者である女性（以下「被害者」という。）の遺族にも、さらには県民、国民にも、なぜ、Aを犯人と断定したか、納得のいく説明を全くしていない。「警察が犯人と判断したのだから、だれも文句を言うな」と言わんばかりの態度である。しかも、警察庁までもが捜査特別報償金広告を出すという形で岩手県警の対応を是認し支えている。

しかし、有罪判決を受けていないどころか、1度の取調べも受けず、Aの周りにいた人々が多くの疑問を抱くような捜査しかしていない状況で、捜査機関がAを犯人と決め付け、指名手配ポスター及びホームページによって公表していることは、ひとりAの名誉権を侵害しているだけではない。Aの家族らは殺人犯の家族にみられ、社会的孤立を強いられて、その社会的名誉権を著しく侵害されている。被害者遺族にとっても、家族（被害者）を殺害した真犯人を野放しにし続けるという、残酷な仕打ちを続けているのである。

## 2 当事者

### (1) 原告

原告は、岩手県県警が殺人犯として全国指名手配し、警察庁が捜査特別報償金100万円を掛けている、Aの父親である。

### (2) 被告ら

#### ① 被告岩手県警察本部長

被告岩手県警察本部長は岩手県警察本部の最高責任者であり、Aを殺人犯と断定し、全国指名手配ポスターの全国的な掲示及び同記事の岩手県警のホームページへの掲載を指示した者である。

#### ② 被告警察庁長官

被告警察庁長官は警察庁の最高責任者であり、Aを殺人の被疑者とする捜査特別報償金広告を出すことを決め、そのポスターの全国的な掲示及び同記事の警察庁のホームページへの掲載を指示した者である。

③ 被告岩手県

被告岩手県は、国家賠償法第1条第1項の賠償責任を負う者である。

④ 被告国

被告国は、国家賠償法第1条第1項の賠償責任を負う者である。

### 3 殺人事件

2008年（平成20年）7月1日午後4時30分頃、被害者の遺体が岩手県下閉伊郡川井村大字田代で発見された。遺体検案書によると、死亡推定日時は6月30日から7月1日であり、受傷から死亡までの時間は短時間で、死因は頸部圧迫による窒息若しくは外傷性脳障害傷、であった。

### 4 岩手県警が犯人と断定

2008年（平成20年）7月1日夕方以降、前記3の殺人事件について捜査を開始した岩手県警は、同月29日、Aを、被害者を単独で殺害した犯人と断定し、これをマスコミ記者らに公表し、全国に公開指名手配した。

岩手県警は、同年9月4日、Aの上半身写真などを大きく載せ、「17歳（当時）の少女を殺害した犯人です。」と明記した「公開手配ポスター」1万枚を作製し、全国の警察署や駅などの施設に張り出した。また、岩手県警のホームページでも上記ポスターを閲覧できるようにした。岩手県警は、その後、新しいポスターも出しているが、そこではAの顔の写真を大きく出して、「指名手配犯」と大書している。

### 5 原告への説明

この間、岩手県警は、原告に対して、Aを殺人犯と断定するに至った根拠を何も説明しなかった。すなわち、「被害者の髪の毛がAの車の中から発見された」というのが唯一の具体的な事実で、あとは「科学捜査の結果総合的に判断して犯人となった」としか言っておらず、およそ、Aを殺人犯と断定したことについて、原告が納

得するにはほど遠い説明内容であった。

現在に至るまで、岩手県警から原告に対してこれ以上の説明はなされていない。

## 6 捜査特別報奨金に関する公告

捜査特別報奨金は、都道府県警察が捜査中の事件のうち警察庁が特に指定するものに関し、有力情報を提供した者に対して報奨金を支払う制度である。

岩手県警は、2008年10月7日までに警察庁に対し、捜査特別報奨金対象事件申請書を提出し、警察庁は、10月14日、Aについて、11月1日から2009年10月31日までを応募期間とする、上限額100万円の捜査特別報奨金に関する公告（以下「本件公告」という。）を決め、11月1日から公表し、全国的にポスターを掲示している。

本件公告ではAを「被疑者」と明記しているが、本件公告を掲載している警察庁のホームページは、Aを「犯人」と断定する岩手県警のホームページに直結する設定になっており、一般の人が両者を一体のものとして見るようにできている。すなわち、警察庁のホームページから岩手県警察ホームページに移動すると、岩手県警察ホームページのトップの部分で「情報提供をお願いします！！」とあり、その直ぐ下に「岩手県川井村地内における女性殺人事件」「懸賞金(犯人逮捕の情報提供謝礼)上限100万円」と書かれており、すでにここでAを「犯人」と決め付けている。この部分をクリックすると、上部に「公的懸賞金100万円」と大書し、Aについて「17歳(当時)の少女を殺害した犯人です。」と明記した全国指名手配ポスターが現れる。現在では、Aの顔の写真を大きく出して、「指名手配犯」と大書している新しいポスターが現れる。

## 7 差止請求

### (1) Aのアリバイ等

岩手県警は、Aを被害者を殺害した犯人(単独犯)と断定しているが、Aにはアリバイ等があり、同人は犯人ではない。

すなわち、Aが、6月28日午後10時20分頃、電話で被害者を呼び出した事実はあるが、①呼出しの目的は、Aの元を逃げ出した女性に戻ってきてもらうために、その女性の友人である被害者に女性を説得してもらうことであり、Aと被害者との間には何らトラブルはなく、殺害の動機がない、②その後、被害者は女性宅に電話し、①の目的に沿う話を女性とし、続けて携帯電話でメールのやり取りを6月29日午前0時30分頃までしていた、③Aは6月29日午前2時頃の時点ですでに右手に大怪我をして、握力がほとんどない状態になっており（被害者に会う前に受傷していた可能性もある。）、被害者の首を絞めることが身体的に不可能だったから、Aが被害者を殺害した可能性があるとする、6月29日午前0時30分頃から同午前2時頃までの1時間半しかない。被害女性と会ったときすでに受傷していたなら、およそ殺害は不可能である、④Aには、6月29日午前9時頃に原告の二男（Aのすぐ下の弟）宅を訪ねて以来、被害女性の遺体が発見される7月1日午後4時半頃まで田野畑村でのアリバイがあり、その間に被害者を殺害して、田野畑村から乗用車で片道2時間以上かかる川井村の死体遺棄現場まで遺体を運んで捨てて戻って来る時間的余裕がない、⑤Aは7月2日朝、自ら警察署（久慈署）に出向こうとしていた、⑥Aは同日正午頃まで、久慈署の特定の警察官に頻繁に電話をかけていたにもかかわらず、その警察官がAから得たはずの犯人としての証拠がなにもないなどの諸事情からして、Aが被害者を殺害した犯人ということはありません。

岩手県警は、これらの点について、原告に対して一切反論説明をしていない。

## （2）無罪推定原則と名誉等の保護

有罪判決を受けるまで被疑者・被告人は無罪推定を受ける。これは刑事手続の大原則である。すなわち、憲法はすべての個人の尊厳を尊重している（憲法13条）ことから、公権力が人を犯罪者と断定することは慎重であるべく、公開裁判によって有罪判決を受けるまでは犯罪者として決め付けてはならないというものである。

これを踏まえて、犯罪捜査規範（国家公安委員会規則）では、次のように規定している。

第9条（秘密の保持等）では「捜査を行うに当たっては、秘密を厳守し、捜査の遂行に支障を及ぼさないように注意するとともに、被疑者、被害者（犯罪により害を被った者をいう。以下同じ。）その他事件の関係者の名誉を害することのないように注意しなければならない。」と規定している。秘密の厳守は捜査の都合だけの要請ではなく、被疑者、被害者その他事件関係者の名誉やプライバシーを配慮したものである。

第31条（指名手配）では「逮捕状の発せられている被疑者の逮捕を依頼し、逮捕後身柄の引渡しを要求する手配を、指名手配とする。」と規定している。指名手配はあくまでも警察内部の手配であるから、非公開が原則である。第9条を踏まえた運用がなされるべきは当然である。

これらが厳格に守られることによって、被疑者、被害者その他事件関係者はその名誉やプライバシーを尊重されることになる。

とくに近年は裁判員裁判が始まったことで、一般市民が被告人の有罪無罪・量刑を判断するようになっただけに、犯罪広報・報道によって予断を与えるようなことにならないよう、無罪推定原則がきわめて重要である。

### （3）本件の場合

本件の場合、Aは、刑事裁判で有罪判決を受けるどころか、起訴もされていない。そもそも殺人事件の被疑者として1度も取り調べを受けていない。しかも、上記（1）①乃至⑤等の諸事情がある上に、岩手県警はAを探すことに極めて不熱心で、7月2日午前中からAが鶉ノ巣断崖にいることを知っていながら、現場に出向こうとせず、同月3日以降もAが姿を消した鶉ノ巣断崖周辺の足取り捜査を行っていない。

これでは、Aを被害者を殺害した犯人と断定できないどころか、犯人と疑うに足りる相当な理由もなく、被疑者とすることすらできない。

### （4）岩手県警による不法行為

しかるに、岩手県警は、Aを「犯人です」と断定して前記4の対応を行っている。これらの行為は、Aの、無罪推定を受ける権利を否定し、その名誉権を侵害するの

みならず、Aの父親である原告の名誉権をも侵害するものである。

#### **(5) 警察庁による不法行為**

警察庁は、岩手県警からA 4、3枚の捜査特別報奨金対象事件申請書を受けただけで、Aが被害者を殺害した犯人であるか否かを独自に検討することなく、安易に、前記6の対応を行っている。これらの行為は、Aの、無罪推定を受ける権利を否定し、その名誉権を侵害するのみならず、原告の名誉権をも侵害するものである。

#### **(6) 原告の被害**

Aが殺人犯と断定され公開による全国指名手配になった以降、原告は自分たちの生活する地域で孤立し、祝い事には呼ばれない、ほぼ村十分状態に陥っており、村内、県内、全国各地にAの指名手配ポスターが貼られ、県警及び警察庁のホームページで指名手配犯人とされていることで、殺人犯の家族という立場を日々、自覚させられ続けており、その精神的苦痛は時間の経過によって軽減するどころか、日々、深刻化している。

#### **(7) 被害の軽減化のための差止**

岩手県警及び警察庁によって違法に殺人犯の家族とされ名誉権を侵害され続けている原告の精神的苦痛を軽減するには、岩手県警がAを殺人犯と断定したこと、殺人の被疑者と判断したことが誤りであったことを明らかにし、現在行われている全国指名手配を中止し、これに伴って全国指名手配ポスターをすべて撤去し、岩手県警のホームページへの掲載を中止するとともに、警察庁がAに対する捜査特別報奨金広告を中止し、これに関するポスターの掲示及び警察庁のホームページでの記事掲載を中止すること以外にない。

## **8 国家賠償請求**

### **(1) 被告岩手県警本部長、同警察庁長官の義務**

被告岩手県警本部長及び同警察庁長官には、被疑者、被害者その他事件関係者の名誉権を尊重する義務がある。

## (2) 被告岩手県の損害賠償責任

しかるに、被告岩手県警本部長は、上記(1)の義務に反して、7(4)の違法行為を行ったものであり、故意又は過失により、原告に多大な精神的苦痛を与えたものであるから、国賠法第1条第1項の「公務員が職務を行うについて」故意又は過失によって損害を与えたものであることは明らかである。

原告の精神的苦痛は、金銭に見積もると、少なくとも5,000万円を下らないところ、本件訴訟においては、その一部である300万円を請求するものとする。

## (3) 被告国の損害賠償責任

被告警察庁長官は、上記(1)の義務に反して、7(5)の違法行為を行ったものであり、故意又は過失により、原告に多大な精神的苦痛を与えたものであるから、国賠法第1条第1項の「公務員が職務を行うについて」故意又は過失によって損害を与えたものであることは明らかである。

原告の精神的苦痛は、金銭に見積もると、少なくとも5,000万円を下らないところ、本件訴訟においては、その一部である300万円を請求するものとする。

## 9 結論

よって、請求の趣旨の判決を求めて本件訴訟を提起する。